

■シンポジウム「健全な水循環とは！」

【宮本】皆さん、こんにちは。宮本でございます。論客の方が長くいろいろと熱心にしゃべられたものですから、記念撮影も終わりましたので、そろそろもうお開きにしてもいいかなとも思いますが、この会場が5時までなので、これからシンポジウムをスタートしたいと思います。

このシンポジウムのテーマが、実は私もよく分からなかったんですけれども、「健全な水循環とは！」ということを議論しろと稲場さんからのご指名でございました。前に出ている4人ですけれども、時間があまりございませんので、最大10分ということで、その中で、それぞれ自分の言いたいことにプラスして、健全な水循環とはどういうふうなものなんだということも含めて10分でそれぞれお願いしたいと思います。

まず藤井さんからお願いします。

「琵琶湖から水循環基本法を考える」藤井絢子氏

【藤井】皆さん、こんにちは。琵琶湖から参りました藤井絢子と申します。宮本さんがおっしゃったように、前半でほとんど議論は尽くされたなと思いながらうかがっていましたが。

私自身は、1971年に藤沢から琵琶湖に来ました。今日の議題で言うと、1972年から琵琶湖総合開発が始まりますので、その大変わりのところに動いたわけです。

その71年になぜ藤沢から来たかという、野洲にIBMという会社がありました。野洲に行くんですが、IBMがなぜ野洲に来たか。地下水が豊富にある。ああいうメーカーというのは地下水をたくさん使うので。もちろん名神とかいろいろな交通の便もありましたけれども、まず水だということがとても頭にありました。それからすぐ近くに旭化成あり、いろんなところにもものすごくたくさん地下水を使っている工場があって、企業ってこんなに自由に地下水を使うのだというのが、私の中で非常に大きく残っています。

72年以降からずっと動いていくのですが、なんと言っても77年の赤潮に出会ったのが生活者としての私にとっても非常に大きなインパクトがありました。ただ、それをめぐって、あとで武村知事にお会いしたときに、司馬さんが、武村さんとの対談の中で、「武村さん、琵琶湖は500年もちますかねえ」と質問したそうです。

77年の赤潮のあとで500年。琵琶湖は400万年の古代湖。それを「500年もちますかね」と、司馬さんはなぜおっしゃったかなと思いつつ。でも、ずっと私はこの短い期間、数十年関わってきている中で、本当にどのぐらいもつのだろうという、心配な要素が多く出てきています。気候危機の問題もそう。いろんな問題を抱えてくる中で、まして司馬さんは、ロシア・ウクライナの戦争のことはご存じない。気候危機の中のこの大変革を目にする前に、こういうことを予測していたのかなということをお願いいたします。

私自身は、77年の赤潮、そして83年のアオコの状態を見ながら、住民の運動って非常にいい加減なもので、いい加減というか、すぐ熱が冷めてしまう。石けん運動、大ムーブメントがあったのに、琵琶湖はどんどん赤潮からアオコへと富栄養化が進んでいる中で、ずっと静かになって

しまうのですね。なぜこんな状況になっているのだろうといったときに、私たちは、一度琵琶湖に背中を向けて、山のほうから、何が問題があるか、琵琶湖をたどって歩いてみないかということを提案して、85年ぐらいからずっと琵琶湖の上流から下流まで歩くというのをやりました。

石けんどころではない。単独浄化槽という、皆さんよくご存じの、もううんこ、おしっこまるめて水で流すという、それが本当に側溝にへばりつくようなかたちである。

私たちの石けん運動なんてはるかに超えることが琵琶湖で起きているということで、早速当時の知事に、滋賀県で単独浄化槽禁止の条例をつくってもらえないかということを行いました。

国の政策の中でそんなすぐできる話ではないということで、ならばということで、私たちは、どういうふうに地域の水をきれいにするだけではなくて、地域の川の状況もきっちり見せながらできるかというときに、私は当時の流域下水道の計画の有り様、都市型のこれが滋賀県にも張り巡らされるという計画を聞いていましたので、琵琶湖周辺にじゃあどのぐらいの人が住んでいるかを含めて、研究者、水環境の専門家、水際の漁師を含めて、水環境事業というのを85年につくって議論してきました。

もう明らかに、琵琶湖のまわりに流域下水道をつくったときに地下水の問題だけではなくて、この大量のし尿、生活雑排水を運ぶのに、ものすごい大量なエネルギーを使う。エネルギー大量消費の、しかも水系を分断するようなかたちではなくて、小規模分散自立できちんとやっていくという、そういうかたちができないかというので、86年ぐらいから個別の下水道、個別合併浄化槽、私は個人下水道と呼んだのですが、この個人下水道の設置を市民レベルでやってきました。

あともう一つ見ていきたいのが、浄化槽のマンホールをずっと見ていく中で、なんとおざりな管理しかできていないかということを目にしました。市民がきっちりと専門家に向けて事を言うためには、自分たちが専門の管理者になればいい。浄化槽管理士の国家資格を取る。浄化槽の設置をするときに私たちは、浄化槽の設備士の資格も取る。ということで、市民レベルでなかなか大変でしたが、浄化槽のそういうかたちでやりました。

今日、皆さまのお手元の23ページに、私が浄化槽のマンホールを開けているときの図が出ていますが、こんなふうにしなから、暮らしから出る水がどういうふうに地域の中小河川に入っていくかの多くの学習会をしました。

それと同時に、下水道というのは、周辺からみんな、水が失われる。中小河川に流れていた、これすらもなくなってしまう。そうすると、私たちの暮らしの中から遠くにいる処理場を毎日見に行くわけではないので、大変無責任になってしまう。だから私たちは、地域の側溝に水をきれいに流す。

結果的に、中小河川から大きな河川に行ったときにも、BODでは5ppmは下らない、そのくらいにきれいな水にして流そうという、大変難しい合併浄化槽の設置をするために、89年に環境の専門生協を立ち上げました。水の管理生協という名前を付けたのですが、分かりにくいので、環境生協という名前にして、それと同時に、水管理の合併浄化槽を中心にしながら、今ではもう当たり前まえようになった、環境保全型の商品とか、リサイクル事業とかもいろいろやっていくことになります。

それをやっていく中で、はたと、今日はいらしていませんが、松井さんは今どうしていらっしゃるんでしょね。松井三郎さんから、藤井さんね、合併浄化槽で水入れて流れてしまうより、もう一つ、もっと進んだ方法があると。し尿分離トイレを売る。藤井さん、それ、し尿分離トイレのトイレ屋になれと。それは農地に還元されるし、水は水で利用できる。

言うは簡単ですが、とても大変。だから、バングラデシュとかいろいろ回っている中で、やっぱりこういう技術が途上国ではとても大事だということを私自身も気づいていて。ただ、残念ながら私は今に至るまで、し尿分離トイレのトイレ屋の仕事はまだしていないのですが、私は未来を見据えた、それがとても大事だと思っています。

私自身は琵琶湖に関わりながら、一人一人が、石けん運動のときには、もしかしたらこのまま琵琶湖は沼になってしまうかもしれないという危機感を持っていた人たちが、もう本当に遠くなってしまって。だから、もう一度、自分の暮らしと水の関係を取り直さなければいけないときに来ているんですが、自分たちの身の周りの川がどんなふうになっているか、先ほど流量の話がありました。

典型的なことと言えば、守山のホタル条例ができて、全ての河川にホタルが舞うような施設をつくっていかうと。水がまったく流れていないわけですよ。流量をどうするんだ。地下水、全部ポンプアップしているわけです。その電気代は大変なんですよ。もちろん地球温暖化にも。温暖化のほうに寄与してしまうようなことに。それでも、循環する。

そういうふうなことの中で私はもっともっと、私たちの市民レベルみたいな小さな地域の中の小さな水循環を取り戻すことが最終的には大きな水循環につながるということを、市民ともうちょっと進めていかなければいけないなと思っていますところですよ。

ありがとうございました。

【宮本】ありがとうございました。それでは次に榎田さん、お願いいたします。

「大井川の水返せ運動とリニア」榎田秀樹氏

【榎田】皆さん、こんにちは。榎田です。私は、1999年に初めてリニアの取材を始めました。その当時は、まだ実験線しかありませんでした。リニアは、2027年、開業するといわれていますけれども、実際は7分の1は完成しています。それは実験線です。全長286キロのうち実験線が43キロ。ちょうど7分の1ですね。

その7分の1が完成したことで何が起こってきたかということを、取材していくうちに一番気になるのは、残土の処理がなかなか杜撰だよということと、もう一つ、水涸れです。実験線の43キロのうちの8割以上がトンネルです。リニアだから真っ直ぐ工事をするしかない。絶対、水脈に突き当たる。その結果、水脈はぶち切られて、あちこちの井戸、小さな川が涸れていました。一番大きいのが、山梨県の上野原市の山の中にある釣りのメッカといわれた川があります。ヤマメ、イワナがいっぱいいる。この釣りのメッカが、トンネル工事が始まった数年後にだんだん水

が少なくなって、今では一滴もなくなっていますね。石の道になっています。こういった事例が幾つもあります。

私は今までリニアの単行本を2冊出していますが、今年中にはなんとか3冊目も出したいと考えています。実は半分ぐらい書いているんですが、第1章に、事業者に都合のいい法律ということで、大深度法のことを書いています。

大深度法は何かということを説明しますが、一昨年の10月、東京都の調布市で、地下の高速道路、東京外郭環状道路の直上が陥没しました。これは全国ニュースになりました。これは地下40メートル以深の工事であれば、住民への交渉も不要である。住民への補償も不要であると。つまり黙ったまま工事をできるということですね。事業者にとって非常に都合のいい法律です。その結果、陥没事故が起きたのですが、この法律が、リニアに使われています。リニアでも地下40メートル以深のシールドマシンが、去年の10月、品川区を発進しました。

第2章として今考えているのが、稲場先生が苦労して作成した地下水保全法案です。これは、副題として「都合の悪い法律」というタイトルを付けようと思っています。誰に都合が悪いのか。

もし、地下水保全法が成立していれば、間違いなくリニアの工事は止まっているか、すごくハードルが高いものになっていました。しかし、先ほど小宮山先生も属している超党派の水議連に法案が上申された。そのあと、国会に上程すれば間違いなく、与野党が合意した法案である以上は、成立したはずでした。

ところが、法案についての意見を募集すると、衆議院の法制局が意見を出した。リニアということははっきり言わなかったけど、公共事業の障害になるのではないかと。ただ、私が噂で聞いていたことは、衆議院の法制局は、これをやるとリニアが止まるのではないかとということです。

今日、事務局のほうから、「大井川の水返せ運動とリニア」について話してくれということで、資料をつくりました。ただ、これはあとで読んでください。

簡単には、静岡県歴代の知事たちは水を返してくれと言っていたんですね。江戸時代は、越すに越せない大井川ということで、すごい水があった大井川ですが、1927年に、上流に田代ダム（東京電力）ができたことで、最初は毎秒2.92トン、水利権が更新された1955年で4.99トン、約5トンに増加されました。ここから、中電、東電のダムがだあとつくられたんですね。だいたい32のダムがつくられて、中には河原砂漠になってしまった区間もある。そのあたりから、例えば1975年、山本敬三郎知事が東電と中電に毎秒2トン返してくれということを訴えた。そのうち、住民からも水返せ運動が始まる。

これはどういうことかと言いますと、1975年に知事が訴えた30年後、2005年にやっと田代ダムで、毎秒0.43から1.08トンの水が返ってくることになりました。水を返してもらうのに30年かかっているんです。

ところが、リニアでは、2013年9月にJR東海が、環境アセスの結果をまとめた環境影響評価準備書と言いますが、この準備書の中で、毎秒2トン減るとの調査報告を出したんです。これは準備書の中では珍しい。

というのは、準備書はそれぞれの都県で書きます。東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県、岐阜県、愛知県。ところが、この7つの準備書の中で、具体的に川の名前が出たのは大井川

だけなんです。もう 1 個は、長野県の本当に小さな沢が出ただけで、それ以外は、準備書においては、一切具体的な川の名前は出てきていません。非常にずさんなアセスだと思います。

ただ、この中でも具体的には大井川が毎秒 2 トン減るという、この説明があっただけで、地元の自治体は焦るわけですね。先ほど小長井さんが説明されたように、今の大井川の水は、8 市 2 町、10 の自治体、人口約 65 万人が利用していますが、そこの方たちが使う、水利権の量とほぼ同じなんです。毎秒 2 トンというのは。そこで、知事もびっくりする。それぞれの 10 の市町村もびっくりする。

しかも、この 8 市 2 町については、事前に JR 東海は説明会を開催していません。実際にリニアが通るルートにかかっている自治体には住民説明会をやるんですけど、南アルプスは静岡市なので、静岡市で説明会はやったんですけど、ほかの 8 市 2 町では、ルートにかかっていないということで、関係自治体ではないとして、説明会をやっていません。

初めて、この 8 市 2 町の首長さんたちがびっくりしたんですね。市長もびっくりする。知事は、準備書を読んで、知事意見を出しました。具体的には 2 つです。工事で失われるトンネル湧水の全て、大井川水系に戻せということと、環境監視体制を整備するので JR 東海も参画してくれという知事意見を出しました。JR 東海は、このとき、参加しませんと言ってればそこで終わったんですけど、参加するって言ったんですね。

ところが、2014 年 4 月に静岡県で、JR 東海と県が選んだ有識者と県の 3 者が話し合う、中央新幹線環境保全連絡会議、略して連絡会議が始まりましたが、この連絡会議、8 年経った今でもまだ終わっていません。まだ話し合っています。御用学者ゼロです。もうガチな話し合いが続いています。

2018 年、JR 東海が一度、分かりましたと、全量に戻しますと約束したんです。そこに至るまでも 4 年以上かかったんです。その翌年、2019 年、秋に、突然言葉をひるがえしてきた、全量は戻しませんと。工事している間はどうしても標高の低い山梨県と長野県のほうにトンネル湧水が流れていくので、全量戻しはできません。でも、それでも大井川の水量は変わりませんということと言っちゃったんですね。

そこで、この 5 年間、何を話し合っていたんだよということで、誰もがびっくりする。一気にもう議論は膠着状態です。話し合いは進まなくなった。というところから出てきたのが、国土交通省の鉄道局です。リニア事業を事業認可した部署です。ここは、JR 東海を指導したいと。静岡県では出てこなかったような資料とか説明を出させると。その上で国交省は、JR 東海と 7 人の有識者と話し合いをさせるという提案をして、静岡県はこれをのみました。

全量戻しの方法については、2020 年 4 月に有識者会議が始まったのですが、簡単に言えば、13 回話し合って、7 人の有識者、このうち 6 人は、私はまっとうな委員だったと思います。ただ、1 人、その 7 人のトップを務める座長がなかなか曲者といえますか、会議のさばき方がとても恣意的でした。どちらかと言えば、国交省寄りというか、JR 東海寄りでした。

まず彼は、会議のあと、記者会見に出てきません。A4、1 枚か 2 枚、座長コメントを記者に配布するだけです。13 回の会議が終わったあとも、その中間報告、つまり全量戻しについての最終報告ですけど、その内容も「たれば」ばかりです。

つまり、こう書いてあるんですね。これまで議論した JR 東海の推計のトンネル湧水量であれば、トンネル湧水の全量戻しが可能、とか。JR 東海の適切な処理、管理が継続されれば、水量水質に影響をもたらさないと考えるというんですね。有識者会議としては、全量戻しが可能であることを確認したという表現をしたんですね。

ただ、この確認したというのは、7 人の有識者のうち、わりと考えのまっとうな方が、全量戻しは可能であると書いてあった予想について、あくまでも JR 東海に言い分を聞いたというだけにしましょうということで、そこで確認したという表現をしたんですね。この確認したというのは、あくまでも JR 東海の言い分を聞きましたというだけです。

ただ、文面だけ見れば、これは一般人が見れば、もう全量戻し可能だということにもなりかねないんですね。だから、非常に危ないと言いますか、解釈の仕方によっては、一般の方々にとっては、トンネルを掘っても大丈夫だよみたいなことを思わせるような内容でありました。

ただ、静岡県に聞きました。有識者会議でこういう結論が出ましたけど、どうなりますかと。心配要りません、有識者会議でそういう結論が出たといっても、また県の連絡会議で私たちは話し合います。最後に決めるのは静岡県ということですね。本当にもう自信たっぷりに言いました。つまり、JR 東海や国がどういった結果が起きたとしても、最後に決めるのは私たちだということです。

2020 年、県民 107 人が原告になって、JR 東海に対して工事差し止めを求める民事訴訟を起しました。2 カ月か 3 カ月に一度ぐらいの割合で口頭弁論をやっています。

私も実際、裁判で意見陳述をした農家さんの現場に行って、見てきました。彼は非常に水を大事にしている。その方は、例えば、家のすぐ近くに貯水槽があって、これはみんなで管理しているんですね。その辺の農家みんなで管理している。

つまり、自分たちの目の届くところで、自分たちがちゃんと直接管理する。それで農業を成り立たせる。ただ、水の管理というのは、国とか自治体だけではなくて、住民自身が自分の目の届くところで、自分の手が届く範囲で管理できる、これが一番理想ではないかなと思っています。

私の話はこれで終わります。

【宮本】 どうもありがとうございました。そうすると、樫田さんに聞きますけれども、樫田さんにとって、今の井川流域の健全な水循環とは何かということについて、リニアで 2 トンの水がなくなるということを防げば、健全な水循環と言えるんですか。

【樫田】 これは小長井さんに聞いてもらったほうが早いと思うんですけど。つまり、毎秒 2 トン、これ以上水を減らすなということですね。井川は、本当に生活用水、農工業用水へと多岐に利用され、河口は小川みたいで、もうこれ以上の利用はできない状態です。

実際、井川は、何年かにいっぺんぐらいは取水制限をやっている状態で、一番多いときで年間 145 日間です。年間の 3 分の 1 以上の日を取水制限しているわけです。それがいつ来るかも分からないわけですね。たぶんまだ足りない。だからもっと、根本的なことを考えれば、リニア以外

にもこの水を守って水量を増やすようなことは、たぶん県としては考えていかなければいけないと思います。たぶん小長井さんもそのへんでおっしゃりたいことがあれば。

【小長井】先ほど稲場先生からもお話がありましたとおり、この大井川は、ダムの数が高半端じゃないんですね。今、樫田さんがおっしゃっていただいたように、もう水はほとんどない状態。皆さん、「越すに越されぬ大井川」というふうに言ったと思うんですけど、今はまったくそんな状態ではないということですから、この2トン返したからといって、それでいいと、そういうわけではないですね。

【宮本】ありがとうございました。では、続きまして、大沼さん、お願いします。

「地下水保全法が必要だ一柿田川から」大沼俱夫氏

【大沼】大沼です。私のパソコンの調子が悪くて、3 ページ目が変な文章になってしまっています。最初にお詫びしておきます。

皆さんご存じだと思いますが、富士山に降った雨は、富士山と箱根山の谷合地下を、三島に流れてきます。うち三島駅の南に25万トンぐらい湧出し、もうちょっと南に下がった柿田川との中間の丸池に10万トンぐらい湧き出しています。さらに柿田川に160万トン。合わせて日量1日200万トン流れているといわれています。

皆さんもご存じの映画『箱根風雲録』があります。観た方があると思います。この辺一帯は富士山の溶岩と火山灰の水不足で稲作が困難な荒地だったのです。それで、芦ノ湖の水を引きまして、田畑の水が確保できるようになりました。かろうじて生活ができるような状況になったときへ言われていました。この一帯は稲作用水をめぐって水争いが宝永4年以降40回ぐらいありました。刃傷沙汰が何回も、あったといわれています。そういう一帯です。

昭和33年に東レ三島工場がJR三島駅北に進出してきました。東レは三島市と長泉町の間で1日30個（日量約72,000ト）の水を汲むという覚書を結んだにもかかわらず、東レ三島工場は地下水を覚書の3倍も4倍の、何と1日30万トンぐらいを汲み上げました。その結果、三島市内の湧水が涸れてしまって、かつて三島市は水の都といわれましたが小浜池も枯れました。市内に溢れていた湧水も消えてしまいました。

長泉町の地は宝永4年以降、水争いが絶えなかった。下郷古文書に詳しく書いてあります。昔、長泉村村長や村会議員を務めた方がその古文書の一部を切り取り、自分に都合のいいように書いた付箋を貼り付けました。今で言う公文書偽造をやったのです。長泉町の幹部は自分たちの都合のよいように、正当化するという町だというふうにいる人さえいます。長泉町の地下には大量の富士山伏流水が流下しています。長泉町は、地下水が「いたずらに流下している」ので、その地下水を大いに利用しなきゃならないと、汲め汲めどんどんと町史や郷土誌に書いています。多額の法人税が欲しいので、企業と一体となって、大量に地下水を汲み上げさせて多額の税収を目論む始末です。その結果が下流の三島市に影響が出たのです。

皆さんご存じだと思いますが、水質汚濁防止法があります。企業など取水者は排出量を監督官庁へ報告しなければなりません。東レ三島工場が静岡県に届けている排出量は日量 96,500 トンです。これは真っ赤な嘘です。虚偽報告です。

以下証明します。

以下是水質汚濁防止法に基づく静岡県への報告を基にして計算しました。東レ三島工場が如何に大量の地下水を覚書に違反して汲み上げていたかというのが明らかにできます。それをお話します。

富士山の東側の水は、御殿場駅から北は神奈川県を経て相模湾へ流出します。御殿場駅から南は、大場川と黄瀬川をへて狩野川に合流して駿河湾に流れています。ですから、水質汚濁防止法に基づいてこの 2 つの神奈川県側と静岡県側に流れている量が、どれだけ流れているかを集計することによって、一帯の企業などの地下水揚水量が解ります。

かつて柿田川湧水量は 165 万トンと言われましたが、国土交通省沼津河川国道事務所の測定によれば、最近では、湧水平均日量は 112 万トンです。

東レ三島工場は、72,000 トン/日しか揚水できないにも拘わらず、日量約 30 万トン地下水を組み上げ、更に柿田川から工業用水を 10 万トン導入していますから東レ三島工場の水質汚濁防止法に基づく静岡県への報告量は、自社揚水量＋工業用水水道導入量の合計 40 万トン/日にならなければなりません。しかし東レ三島工場の静岡県への届出排水量は 96,500 トン/日です。これは嘘です。水質汚濁防止法違反です。

国土交通省沼津河川国道事務所は柿田川湧水年平均日量を公表しています。水質汚濁防止法に基づいて静岡県に届けられている揚水企業等の排出量、家庭排水の汲み取りトイレの量、自家処理の簡易下水の量、広域下水道量、市営下水道量から計算できますが、不明な点もあり、正確な広域公共下水道と家庭の排水量は分かりません。それぞれの市に照会しましたところ、だいたい上水道供給量の 20%～70%が自家処理、公共下水道への排出量は 30～80%でした。これには若干誤差がありますがその数字に基づきまして計算しました。沼津市域は広くて、公共下水道排出量や自家処理量、あるいは直接海への排出など、いろいろあり排出量は把握していないということです。加えて清水町には上水道が無く沼津市上水道から供給をうけています。そこで、沼津市と清水町の下水道の量は、三島市、御殿場市、裾野市、長泉町等の自家処理量と公共下水道排出量から推定しました。

沼津上水道は柿田川の水を 1 日 7 万トン揚水しています。黄瀬川のすぐ西側に黄瀬川という集落があります。その集落にも沼津市営の井戸があります。その 2 つの揚水量を加算してどれだけの汚水が流されているかを推定しました。

その結果、凄いことが分かりました。国土交通省が柿田川流量を測量しており、インターネットで公表しております。現在の日平均流量は 110 万トンです。この 110 万トンに、4 市 2 町の公共下水道排出量、自家処理下水水量、水質汚濁防止法に基づいて各企業が県に届けている排水量を加算しましたところ、なんと 196 万 2 千トンとなりました。誤差は僅か 3.8 万トンでした。東レ三島工場が 44 万トンぐらいを毎日汲み上げていることが証明できました。

東レ三島工場が覚書に違反して大量の水を汲み上げていることから、私はどうしても、地域共有財産の地下水汲み上げを有料化にしなければならないと主張しています。東レの揚水はほとんどがテトロンの冷却水です。私たちは、東レ三島工場は電力送風冷却に変更して、水を使うなど言っていますが、東レは、水をロハで汲み上げられるので、こんな安いものはないと、地下水を汲み上げてテトロンを冷却するのです。東レはこれからも大量に吸い上げ水質汚濁防止法に違反して虚偽報告していくだろうと思います。

この会の代表をやっていた高橋先生は静岡県出身の方です。三島の水につきましては、昭和40年頃大変ご尽力下さった先生です。私たちは先生の報告書や出版なされた幾つかの本を参考にしながら、これからも一生懸命、地下水を守っていきます。以上です。

【宮本】今、静岡のほうで柿田川の話だとか、あるいは大井川の話が出ました。現状というのは、健全な水循環であるという状態からはほど遠いということでの問題意識だったと思うんですけれども。

藤井さんは、過去に琵琶湖の水質が悪くなりましたよね、それからいろんな市民運動もあったりして、だいぶ回復はしていると思うんですけれども、現在の琵琶湖というのは、健全な水循環という観点からして、どういうふうな状況なのか。今の琵琶湖を保持していけばいいのか。こんなじゃ駄目なんだというのか。そのへんはどうお考えですか。

【藤井】2人の大先生を前にして私が言うのですかね（笑）。私は河川と琵琶湖の関係が遠くなっていることが大変問題だと思っています。それは小さな河川も含めて、もっと河川と琵琶湖の関係性がきちんと戻っていかない限り、本来の流量と、質も量も改善できないと思うんですね。

そのところは、今の河川の3面コンクリート張りだけではなく、先ほどの農業遺産の話がありました。魚道が少しずつつくられています。それでもやっぱりそのところが一級河川を含めて400数十本の川がもとに戻らない限り、私にとっては究極の循環には戻っていないと思います。そこがない限り、琵琶湖の本来の姿は難しい。そこにもっていかないと。だから、地下水の問題は、もっともっとそこをやらなければいけないので、それはまた別問題だと思います。

【宮本】ありがとうございました。私はコーディネーターですが、一言言ってもいいと言われてしますので、ちょっとだけパワーポイントを使ってしゃべらせてもらいます。

今、お三方からそれぞれの地域の実情の発表があったんですけれども、私は、その前に、この水循環基本法が制定されてから、非常に憤っていることをちょっと愚痴らせていただきたいと思います。

先ほど稲場さんは、かなり抑えた表現をされたと思うんですけれども、実は稲場さん自身はもっとはらわたが煮えくり返っているんじゃないかなと思いますので、その代弁にはなりませんけれども、ちょっとだけ愚痴らせてください。

実は2019年、今から3年前に憲政記念館で、これの前段の「水循環基本法を“動かす”シンポジウム」が開かれました。そのときに、私が治水についてお話をしました。かいつまんで言いますと、今、想定外と言われていろんな洪水で人命が失われていると。それをやるためには、堤防と

ダムだけで守るのは限界なんだと。やっぱり土地利用、これは先ほど嘉田さんが言われましたから飛ばしますけれども、流域治水が必要だと。

そして、流域治水を阻んでいるのは、中央集権の縦割行政だということを申し上げました。水循環基本法ができて5年経っていたんですけれども、この水循環基本法が非常に実効力がないという状態の中で、多数の人命を失う大災害をこれから招くんじゃないかということを危惧しますと申し上げました。

その年、2019年に千曲川をはじめとして東日本のいたるところで大氾濫しました。死者が100名以上出ました。その翌年、先ほど嘉田さんの話にありましたが、球磨川の氾濫があって、これも多数の死者が出ました。

水害によって多数の死者が出たんですけれども、このようなことが起こっているのに、また従来治水への逆行の動きが出てきたわけです。それがまず滋賀県です。

2008年に、先ほど嘉田さんの話にありましたが、滋賀と京都と大阪の3知事が大戸川ダムというのは効果が小さくて限定的なんだと。だから最優先じゃない、優先度は低いよと言われて、止まったんです。それが、2019年4月に三日月さんが大戸川ダム建設容認。まったく、過去の2008年にやった議論を何も考えないで、踏まえないで容認になったわけです。

次は球磨川です。これはJR人吉駅がある地域ですが、ここの山田川と万江川という、この地域、ここが水没したところです。この水没したところで、17名ほど亡くなりました。亡くなった原因を嘉田さんたちと一緒に地元の人たちが調査されたんですけれども、黒田さんという方は、山田川に関しまして、出水が始まったときからずっと見ておられたそうです。そして、山田川が氾濫したときには、球磨川の水位はまだまだ低かったというわけです。

要するに、本川が低いのに支川が氾濫したと。そしてこの氾濫によって十数名が亡くなったということをおっしゃっています。ですから、川辺川ダムで、球磨川の本川の水位を下げても、死者の数は減らないということを必死になって訴えておられました。

そして、つる祥子さんという方も、ずーっとこの地域で活動されていますけれども、先ほど嘉田さんの資料にもありましたけれども、山が本当にひどい状態。もう皆伐状態になっているわけです。そんなところにあれだけの大雨が降ったら、一気に出てきて、そして流木とか土砂が流れてくると。まさにそっちのほうの支川氾濫で、あれだけの災害が出たと言われているわけです。

これは地元の方々ですが、全員で50数名亡くなっているんですけれども、それぞれの方がどういうふうな状況で、どこからどんな水が出てきて命を取られたのか、それをちゃんと詳細にわれわれが調べたので、知事なり国交省なりにその話を聞いてくれと、共有しましょうということを申し入れられたんだけれども、不問といいますか、聞かないということなんですよ。

これで本当に、これからの治水、どれだけこれから投資しようと、住民の命を守れるんですかと。根本問題がここにあると思うんですよ。

そういうふうな住民の必死の訴えも聞かないままに、これまた2008年に川辺川ダムは白紙撤回すると宣言しダムによらない治水を目指すと言っていた蒲島さんが2020年11月に川辺川ダム建設の容認に至るわけです。これはどういうことかと。

国も去年、一昨年ぐらいから流域治水を推進すると言っているんですね。言っているんだけど、先ほど嘉田さんの説明にもありましたけれども、流域治水という言葉を使っているだけで、まったく本気じゃないんですよ。流域治水というのは、国交省だけではできないんですよ。これは省庁で言ったら、農水から経産省、それから財務省、全部含めての話なんですね。それを言葉だけで流域治水をやりますと言っているんだけど、今見たように、実際には、今までの慣性力で大戸川ダムもやります、川辺川ダムもやりますということになっています。

2014年に水循環基本法が制定されたんですけども、いったい、これが制定されてどう変えようとしてきたのか。何が変わったのか。これがまったく私には分かりません。

2011年に水制度改革を求める国民大会というのが開催されたという資料が出てきました。その中に、国による縦割行政から脱却し、より地域に近いところで地域の実情を知り、地域の痛みを感じ、地域住民のより直接的な批判を受けることができる地方主権的、統合的な水管理システムを構築するために、水循環基本法が一日も早く制定されることを切望するという言葉があります。

これを実現しようとしたのが、稲場さんが先ほどおっしゃった、案1でした。あれはまさに、この住民の力で水循環を保全する、あるいは回復していく、そのために、あのときには流域連合をつくると。流域連合には議会もつくろうと。そしてその流域連合に権限と責任を与えるということをやったわけです。それがまさにばつさりと切られているのが、今の水循環基本法ですね。

ですから、私は、先ほど稲場さんが、これからは案1が目標になるんだとおっしゃったんですけども、私はそのとおりだと思いますけれども、2011年に立ち戻って、実効性のある本当の水循環基本法の制定をこれからやっていく必要があるんじゃないかなと思っています。これが私のまず初めの愚痴です。

愚痴は終わりました、これからシンポジウム「健全な水循環とは！」ということ、私なりに言いたいと思うんですけども。現在の水循環基本法の中で、健全な水循環とはというのが定義されています。この法律において健全な水循環とは、人の活動および環境保全に果たす水の機能が適切に果たされた状態での水循環を言うというのが、健全な水循環の法律上の定義です。

皆さん、これ、どういう意味か分かりますか。法律用語はだいたい難しく書くんですけども、それにしても、なんとでも解釈できるし、イメージが湧いてこないですよ。これでははっきり言って、水循環計画をするといっても、いったい健全な水循環とはどういうものなのかというのが分からない以上、立てられないと思うんです。

私は、亡くなった高橋裕先生が1999年に書かれた文章を探してきました。高橋先生はいい、健全な水循環というのはどういうふうに使われていたのかというのを調べてみました。そうすると、「わが国はこの1世紀、偉大なる進歩・発展を果たしてきた代償に、至るところで水循環を変え、そのために苦悩している。われわれの大きな課題は、20世紀において、われわれが心ならずも乱してしまった水循環を健全、復活させることにある」というふうにおっしゃっています。

高橋先生も健全な水循環とはこうなんだとは言われていないんですね。しかし、20世紀の1世紀で、われわれが心ならずも乱してきた、あるいは壊してきた水循環を健全化しなければならないとおっしゃっているんです。

そうすると、1999年、まさに1世紀間つぶしてきたと言っているんですけども、これは日本の昔からの人口の推移です。だいたい1900年ぐらい、まさに1世紀前から人口がぶわっと伸びているわけですね。異常に。この100年間でわれわれが、まさに壊してきた水循環を取り戻さなければいけないとおっしゃっているんです。それがひとつの、私は、われわれが考える指標かなと思うんですけども。

それともう一つ、私、河川法によって長年仕事をしてきた人間から見て非常に複雑な思いですが、1900年、1896（明治29）年に河川法が制定されているんです。ですから、河川法が制定されてからの1世紀で、健全な水循環が不健全になってきたとおっしゃっているんですね。ここもわれわれはどう考えるべきか。

そして、これからわれわれが水循環計画を立てていこうというときに、先ほど稲場さんがおっしゃったみたいに、健全な流量って何なんだろうと。それが健全な水循環のある意味の一面ですけども、そういうことも考えていかないといけない。そうすると、いったいわれわれはいつの時代の川の状況、あるいは湖沼の状況、あるいは地下水の状況、湧き水の状況に戻るべきなのかというところが一つのテーマかなと思うんです。

それともう一つは、結局は、嘉田さんの「遠い水・近い水」ということ、住民が水と近い関係になって、その住民たちが地域の水に対して、感じて、これはまずいなど、これは守らないといけないなどということを積み重ねていけるような、そういうシステムに水循環を設定していかなかったら、できないと思うんですよね。

もう一回戻りますけれども、今の水循環基本法は、住民の参画だとか共感だとか、そういうものがまったくないんです。要するに、今までどおり、官主導型に水循環をまた健全化しよう、計画をするんだと。その2つの話が根本的に今抜けているということで、それがこれからの、せっかくできてきた水循環文化研究協会の一つのやっぱり大きな話になるし、これは全国のいろんな問題意識を持っている人たちがやっていく必要があるんじゃないかなと思います。というのが私のコメントであります。

では戻りたいと思います。

健全な水循環とは何かと。要するに、現在が健全じゃないといった時代、たぶんみんなも共有していると思うんですけども、そうしたら、健全な水循環というのは何なのだと。このへんについて、皆さん方の思いでいいと思うんですけども。急に今日で結論が出るわけがないので。まずは、非常にグローバルな立場から研究されている中村さん、いかがでしょうか。

【中村】ちょっと違う観点で。水循環。先ほどちょっと説明しかかってやめたんですけども、ヨーロッパ、アメリカ、先進国が今の状態で健全な水のシステムといわれているんですよ、国際的には。それはなぜかという、特にヨーロッパの場合には、完全に自然の水循環というのは、1世紀ぐらいの間に、完全に戦争で壊されてきて、その後、経済発展して、インベストメント・ベネフェット・ファクター（investment benefit factor）という概念があつて。

要するに、インベストメントすることによって、ベネフェットが発生して、そのベネフェットでいろんなものを修復、修復するかどうか、特に東欧あたりでは自然保護だとかいろんなことが

起こってきて、今そこに向いているので、水循環を修正していく一つのモデルになるので、それが今、国際機関を中心として発展途上国が水を使った発展を成し遂げると同時に、インベストメント・ベネフェット・ファクターも増やしていくことによって修正していくというのが今の考え方なんですよ。

ところが、先ほどのウォルスマーティのシナリオでいくと、それができっこないと。要するに、インベストメント・ファクターができたのは、時代の、奇跡的にそういうことができたわけで。特に日本も 1980 年代、90 年代で、やばいインベストメント・ファクター的なことが起こったでしょう。全国的にお金が行く、流域下水道ができる。

ところが、そういう世界というのは、今はもうあり得ない。その時点で、非常に奇跡的に内需拡大があり、経済発展があつて。ですから、その時代のメンタリティーがそのまま残っていることが、いろんなところに大きく影響を及ぼしてきている。ですから、今の状況は、ゲームチェンジじゃないかというんですね。

インベストメント・ベネフェット・ファクターというものの中身がもう一回問われて、それが本当にそういうことなのか、どうなのか、あるいは、先ほども出てきました、日本の世界に対する貢献とかというようなことでいくんですけれども、その貢献をするときに、サプライですね、オールジャパンでももっととうんぬんというときに、そのもとになっている考え方がそこにあるから問題なわけです。

それができた。ところが、そんなことでできっこないし、よくよく歴史的に考えたときに、その時代をどう評価するのかということがなければ、これは通用しない。通用しないのでよく分かるのは、実際に嘉田さんが現地に行っているように、われわれも現地に行つて、あり得ないと、そういうストーリーは。

だから、そういうストーリーがあり得ないときに、われわれはどういうふうに構築していくかですね。その考え方を。だから、答えがないというのを構築していかなければいけないということだと思いますね。

【宮本】ありがとうございました。日本は琵琶湖総合開発だとか、あるいは東京でしたら流域下水道、河川、かなり投資したと。それはもうできないという話ですよ。だけど、逆に言ったら、それをやったことが、ある意味でプラスに評価されているということですよ。ただし、本当の、健全な水循環を考える時、琵琶湖総合開発だったり、あるいは、流域下水道というのが健全な水循環を壊したんじゃないかという考え方もありますよね。そのへんの考え方ですよ。

【中村】そういうことですね。ちょっとそれは、嘉田さんがしゃべられたんですけど、嘉田さん、何かありますか。

【嘉田】私がなぜ琵琶湖の水を飲んで、歯を磨いて、顔を洗っているのか。あれは健全な水循環の理想なんですよ。それが昭和 30 年代まで、琵琶湖では、水を飲んでいません。

それと、もう一つは、宮本さんのお話の中に、リスクという、もうここのダム、例えば三日月さんがダムをつくるというときに、嘉田がいたときと時代が違うっていうわけですよ。たった5年で。温暖化で災害が増えましたっていう。同じように、蒲島さんだってそうですね。温暖化でもう前例のない線状降水帯が来た。ところが、川辺川は、江戸時代に同じような水害があるんですよ。温暖化だけじゃないんですよ。

ということで、私はだから、リスクとどう付き合うかというところを骨太に、恵も禍もセットで。それは日本の村落共同体が今で言う自然資本、森と水と、あわせて社会関係資本。コミュニティーの力でやってきているので、ここが戻るべき大きな7、8割の方法だろうと思います。

そこに近代技術、情報技術、雨がどれだけ。江戸時代は予測できなかったのが今は予測できるとか、2、3割は近代技術なりITでプランできるだろうけれど。大地との付き合い方は、律令時代から日本はつくっているんですから、そこが健全な水循環の原点なんです。ということで、私はずっと、律令時代の歴史から、いつも思い起こすようにと。

これは日本中にあります。今、石木ダムのところで流域治水の川棚川がすごいです。江戸時代に大村藩は230の溜め池と、150の井堰をつくって水を引いてきた、川沿いに20キロの竹林をつくる。それはみんな農民がやるんです。農民がやって、開発したら、その農民を藩主に盛り立てるといって、2300石が1万石になるんですよ。江戸時代に、大村藩は。

というので、私は江戸から明治、国土と闘いながら恵を生み出してきた、やっぱり藩の、江戸から明治の、その原点が健全な水循環のもとだろうと。

高橋裕さんもそのことを言いたいんだと。だから、都市化で失ってしまったもの。その上に今、温暖化を言っているわけですよ。三日月知事も、国土交通省も。でも、それぐらいの雨は江戸時代も降っていたんだということを骨太に言い返そうじゃありませんか。いかがですか。

【宮本】大雨が降ったからダムが必要だと。これは逆なんです。大雨が降ったら、ダムは効かなくなるんですよ。そこが全然狂っているんです。

健全な水循環、それぞれ皆さんにはイメージがあると思うんですよ。私はこう思っているんだと、何かありましたら。はい、どうぞ。

【会場1】河川工学ですね。高橋裕先生との長いお付き合いの中で、晩年に繰り返して私に言った言葉をご紹介します。この世紀は、鉄とコンクリートの世紀だと。つまり、科学のおごりは、環境の矛盾を十分対応できないまま、この保全に向かってしまったということをおっしゃっているんですよ。その原点は、あの六甲の水害にもうすでに芽が出ています。

つまり、川を滑りやすくする、鉄やコンクリートで滑りやすくすれば、その負担が下流に行くのは当たり前ですから。しかし、その当時、バッシングを受けています、先生は。国土交通省、昔の建設省から。しかし、その原点は絶対だということに自信を持って、鉄やコンクリートの世紀に今、私が立ち向かって、こうやって立ち向かっているんですけど、そこに科学のおごりが絡み合ったところに大きなつげが出てきているわけです。いま一度、文化運動として、私は嘉田先生の流域治水を一つの文化運動としてとらえています。以上でございます。

【宮本】はい、どうぞ。

【会場2（佐藤）】中村正久くんと同級生の佐藤です。素朴な質問をします。地球の水資源は無限です。なぜ無限でしょう。

海の水が蒸発して雲になり、雨を降らせて、それがまた河川を通過して、海に流れます。だから、これは水文大循環といって、地球全体で言えば、12日ぐらいで循環しているんです。ですから、これは、千年経っても万年経っても地球の水の総量は変わらないと私は考えます。

しかし、地球温暖化が進行すると、さっき言ったように、線状降水帯とか、濃霧とか、そういうものが頻発します。皆さんは、降水量をコントロールできていると思いませんか。降水量なんかコントロールできない。仮に2030年までに地球の炭酸ガスの発生量をゼロにしたところで、降水量の総量は変わらないんです。それを、法律をつくって健全な水循環を達成しようと思っているのかどうか、それが私の素朴な疑問です。

【宮本】根本的なご意見ですね。

【会場3】今日聞いていて、2つ、お話が出てこなかったんですけど、まず1つは、外来種駆除というところ。琵琶湖の話があるというのを知らなかったんですけど、マーシーというユーチューバーさんが外来種駆除の動画を上げられているので、もしよければ。20代の人でも水循環に貢献している人がいると。

もう一つ、今日のお話というのが、日本人のための水循環の話なのか、地球人のための水循環の話なのか。もし仮に日本人のため、日本の国のためであれば、スパイ防止法という言葉が出なかったことによって、今、外資資本で東京ドーム1,200個分、北海道中心に水資源のために土地が買われているんですね。簡単に言うと中国人なんですけども。これは大問題ですよ。

この2つの話題が出なかったのが、ちょっと、なんでしょう、スパイ防止法を踏まえた土地買収防止というところも必要かなと思いました。以上です。

【宮本】ほかに。ここまで議論が拡散していますから何を言ってもいいんじゃないかと。

今日結論が出るわけではないと思うので、まさに、新たな水循環文化研究協会がこれから議論をしていって、何か方向性を見い出したらいいかなというようなことだと思うんですけども、さっきもおっしゃったように、外資が森林とか水を買っているという話もあるし、いろんなことがあると。それから生態系の話も今日はあまり出なかったと。そんなことも含めて、これからの議論の方向といいますか、そういうものについてのコメントを前田先生、いかがですか。

【前田】本当に勉強になりました。私が水循環文化研究協会に大きく期待するのは、先ほど藤井さんも指摘されていたんですが、要は、自治の中から声がずっと、何があったとしても継続的に上がってこないと国会は動きません。私は政治のことを一切言うつもりはないんですけども、

党派のことは言いませんけど、日本の政界から言うと、やっぱり国会というのは、そういう声の大きさ、そして継続、そういうものがないとなかなか動かないということがある。

しかし、皆さん方の成果は大したものなんです。法律の中身は、もちろん稲場さんの原案の1か2に、あるいは、内容はこれでは話にならんというところもあるかも分からないけれども、ある、確かに私から見ても。

しかし、あれをまとめたときは、私どもが中心だったんです。だからなんとか、全会一致、特にこういう議員立法というのは、全会一致でないと出せない。通らないんですね。その妥協はあったんですが、それは皆さま方の声、あのときには広く長く、ずっと継続してあったから受けて、われわれもやれたんです。だから、水が公共財であると決めただけでも大したものなんです。今まではばらばらだったんですから。

ただ、それをまさしく水循環基本法に魂を入れて、どうやってこれを生かしていいものにしていくかというのは、今のところはやっぱりこの素晴らしい研究会が発足しているんですから、それをぜひ盛り上げて継続してほしいというのが私のコメントでございます。

【宮本】ありがとうございました。最後に、前田さまからこの研究会の方向性についても示していただきましたので、このシンポジウムとしては、機会があったら泊りがけで合宿でもしながらやったほうがいいかなと思うんですけれども。そういうことで、いったんここでシンポジウムを終わりたいと思います。ありがとうございました。

(シンポジウム終了)